

平成30年度

第4回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

## 第4回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年7月6日（金）午後3時30分から午後4時10分

2. 開催場所 仮本庁舎 第1委員会室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	三橋 弘
委員	1番	小川治夫
	2番	宮内純一
	3番	岡本好夫
	4番	石田まさ子
	5番	石橋弘嗣
	6番	伊藤公亮
	7番	宇田川忠好
	8番	石井文夫
	9番	石井利和

欠席委員 0人

4. 農地利用最適化推進委員

出席委員 6人

1番	武藤 晃
2番	石井喜美江
3番	石井克己
4番	梶尾彌一
5番	大滝與鷹
6番	平田秀行

#### 4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	3 件
議案第3号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	2 件
議案第4号	下限面積（別段の面積）の設定について	1 件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1 件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について 事務局長専決分	24 件
報告第2号	地目変更登記に係る回答について	2 件
報告第3号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	5 件

#### 5. 農業委員会事務局職員

局長 谷地 正道

次長 石井 啓友

主幹 鈴木 忠弘

副主幹 福田 哲

副主幹 山崎 武敏

## 6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>定刻になりましたので、平成30年度第4回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、委員10名中、10名出席しております。</p> <p>出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは、9番の石井利和会長職務代理者、1番の小川委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹、山崎副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の調査班を指名いたします。</p> <p>農地班は、第1班で、1番の小川委員と2番の宮内委員です。</p> <p>農政班は、第3班で、5番の石橋委員と6番の伊藤委員です。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第5号までと、報告第1号から報告第3号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、</p>

<p>議 長</p>	<p>1件でございます。</p> <p>議案の1ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成30年6月21日でございます。</p> <p>申請地は国府台で、地目は田、面積は495平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を図るため所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 7番</p>	<p>現地調査は、平成30年6月29日に農地調査班第4班と区域5を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地は、国府台小学校の南西側、概ね700メートルに位置しております。</p> <p>譲受人は、主に苺のハウス栽培をしている兼業農家の方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。</p> <p>申請地は、譲受人が所有する農地に隣接しており、現況は露地畑で概ね良好な状態で管理されております。</p> <p>取得後は、ビニールハウスを設置し、苺栽培をするとのことでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、農業経営の規模拡大を図るため所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人の農作業従事日数は300日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める別段の下限面積の20アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<p>なし</p>
議長	<p>「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに決定して、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>「異議なし」ということでございますので、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、3件ございます。なお(2)と(3)は議案第3号と関連しておりますので、議案第3号の後で審議いたします。</p> <p>初めに、(1)について、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請分3件の内、(1)についてご説明いたします。</p> <p>議案の3ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、平成30年6月21日でございます。</p> <p>申請地は原木で、地目が田、面積は525平方メートル、外7筆で、合計</p>

	<p>面積は2, 227平方メートルの内、2, 169平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸車両置場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第4班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 7番</p>	<p>現地調査は、平成30年6月29日に農地調査班第4班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、信篤小学校の南側に隣接しており、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、申請地北側と南側の隣接地との境界には、安全鋼板土留を設置し、西側の境界にはブロック塀、東側の境界は、既設のブロック土留をそのまま使用し、土砂等の流出を防除するとのこととでございます。</p> <p>また、敷地内は整地のうえ、転圧後砂利敷とし、雨水については、自然浸透とするものでございます。</p> <p>申請地部分につきましては、中型車、大型車等25台の駐車を予定しております。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p>

	<p>申請人は、申請地西側の隣接地を車両置場として賃借している法人から、事業拡大のため駐車スペースが不足しているため、貸してほしいとの要望を受け、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を申請人の自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、着工後60日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」(1)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>続きまして、議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、2件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>今回の申請は2件でございます。</p> <p>(1)と(2)は、関連しておりますので一括してご説明させていただきます。</p> <p>議案の7ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、平成30年6月22日でございます。</p> <p>申請地は、柏井町で、地目が畑、面積は175平方メートル、外1筆、合計面積は、575平方メートルでございます。</p> <p>(2)の申請受付日も、平成30年6月22日でございます。</p> <p>申請地は、柏井町で、地目が畑、面積は212平方メートルでございます。</p> <p>区域区分は、(1)、(2)ともに市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>今回、地目が農地であることから、宅地に変更するため申請するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第4班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 7番</p>	<p>(1)及び(2)について、一括してご説明させていただきます。</p> <p>現地調査は、平成30年6月29日に、農地調査班第4班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、柏井小学校の北西側、概ね600メートルに位置します。</p> <p>(1)と(2)の申請地につきましては、昭和49年及び昭和63年に建築された倉庫が合わせて2棟建っており、固定資産評価額証明書にも記載され</p>

<p>議 長</p>	<p>ております。</p> <p>今回、地目を「畑」から「宅地」に変更したいと考え、申請に至ったとのことでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班としましては、現況は非農地として認められることから、証明相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>(1) 及び (2) の申請について一括してご説明させていただきます。</p> <p>申請地につきましては、航空写真により、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過していることが確認されております。</p> <p>なお、申請地については、平成30年4月27日に、千葉県東葛飾農業事務所担当者による現地調査を行い、調査班のご報告どおりの確認がなされております。</p> <p>また、この間、農地法第51条の規定による処分を受けておりませんので、証明相当としての要件を満たしているものと思われます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明がおわかりました。それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」(1)と(2)については、関連しておりますので一括してお諮りいたします。</p> <p>証明相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、証明相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、関連しております議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、(2)と(3)について、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請分3件の内、(2)と(3)についてご説明いたします。</p> <p>議案の5ページをお願いいたします。</p> <p>(2)と(3)は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。</p> <p>(2)の申請受付日は、平成30年6月22日でございます。</p> <p>申請地は柏井町、地目が畑、面積は6,949平方メートルの内、2,514平方メートル、外1筆で、合計面積は6,987平方メートルの内、2,552平方メートルです。</p> <p>(3)の申請受付日も、平成30年6月22日でございます。</p> <p>申請地は柏井町、地目が畑、面積は57平方メートル、外1筆で、合計面積は171平方メートルです。</p> <p>(2)と(3)の合計面積は、7,158平方メートルの内、2,723平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第4班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 7番	<p>(2)及び(3)について、一括してご説明させていただきます。</p> <p>現地調査は、平成30年6月29日に農地調査班第4班の委員で行いまし</p>

<p>議 長</p>	<p>た。</p> <p>申請地は、柏井小学校の北西側、概ね600メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>本件は、先にご審議いただいた議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」の申請地の一部を通路として利用し、申請地に進入するものです。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、新設の土留鋼板を設置し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。</p> <p>また、敷地内の埋立ては行わず、整地して転圧のうえ砂利敷とし、雨水については、自然浸透とするものでございます。</p> <p>申請地部分につきましては、普通車、中型トラック、大型トラック等32台分の駐車を予定しております。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(2) 及び (3) について、一括してご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、申請地の近くにある駐車場が閉鎖されることとなり、利用者から駐車場に整備し、代替地として貸して欲しいとの要望を受け、申請に至ったとのことでございます。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を申請人の自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反も</p>

	<p>なく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、平成30年8月10日に着工し、完了は、平成30年8月30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席 3番	<p>大型トラックが入るとのことですが、入り口の幅はどのくらいあるのでしょうか。現状ではあまり広くないように見えるのですが。</p>
事 務 局	<p>(2)の隣が市道になっており、合わせて幅員が6メートルあります。</p>
議席 3番	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>他にございますか。</p>
議席 1番	<p>(2)の土地ですが、6,949平方メートルの内、2,514平方メートルとあり、どちらに拵がりをもっているのですか。</p>
事 務 局	<p>地図では左の方です。</p>
議席 1番	<p>農地として残っているのですか。</p>
事 務 局	<p>農地としてです。</p>

議席 1番	わかりました。
議長	他にございますか。
各委員	なし
議長	「なし」という声がありました。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」(2)と(3)については、関連しておりますので一括してお諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。 続きまして、議案第4号「下限面積(別段面積)の設定について」を審議いたします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第4号「下限面積(別段の面積)の設定について」、ご説明いたします。 議案の9ページ及びお手元の別紙1をお願いいたします。 農地を耕作目的で売買したり、貸し借りする場合には、農地法第3条の許可要件をすべて満たす必要がございます。 その一つに、農地法第3条第2項第5号の規定される「申請地を含め農地の合計面積が、原則として北海道2ヘクタール以上、都府県50アール以上になること」という下限面積要件がございます。 これは、耕作面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に耕作面積が一定以上にならないと許可はできないとするものでございます。 なお、下限面積要件につきましては、地域の平均的な経営規模が小さく地

	<p>域の実情に合わない場合や、新規就農等を促進しなければ、農地の保全・有効利用が図られないと判断される場合など、農地法の規定により、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることとなっております。</p> <p>別段の面積の設定基準といたしましては、農地法施行規則第17条第1項の規定により、一つ目として、自然的・経済的条件からみて営農条件が概ね同一の区域。二つ目として、10アールの整数倍の面積で設定。三つ目として、定めようとしている面積より小さい面積で営農する農業者が、区域全体の農業者の概ね4割を下回らないようにすることとなっております。</p> <p>本市におきましては、別紙1のとおり、大柏地区は法令どおり50アール、別段の面積として国分地区は30アール、その他の地区は20アールと設定したものでございます。</p> <p>また、平成22年12月22日付け、農林水産省通達の「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会では、毎年、別段の面積の設定または修正の必要について審議することとなっておりますことから、今年度におきましても、農業者の数・農地所有状況や遊休農地の状況を確認したところ、前年度と比較して大きな増減がありませんでしたので、現行の下限面積の変更は行わないことが妥当であると思われまます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。議案第4号「下限面積（別段面積）の設定について」を承認することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>

議 長	<p>「異議なし」ということですので、議案第4号「下限面積（別段面積）の設定について」を承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。</p> <p>議案の10ページをお願いいたします。</p> <p>相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、平成30年6月22日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。</p> <p>対象となる特例農地は、稲越町の農地合計2筆、合計面積は、1,093平方メートル、地目は「畑」及び「山林」で、現況は「樹園地」となっております。</p> <p>なお、特例農地の相続開始は、平成30年2月12日でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 3番	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、平成30年6月28日に、農政調査班第2班と区域4を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回、申請のあった農地は、被相続人と願出人夫妻の3名で農業に従事していました。</p> <p>願出人は、梨の栽培を行っている農家の方で、今後も農地として利用していきたいと考えていることから、適切に肥培管理されてきました。</p> <p>現地調査での聞き取り等の結果、願出人が農地を相続し、引き続き農業を</p>

議 長	<p>続けていく意思があることを確認いたしました。</p> <p>調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議の程、お願いいたします。</p> <p>第2班から調査報告をしていただきました。それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、証明することに決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長専決分が6月分24件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。</p> <p>今回の報告は、平成30年6月1日から同年6月28日までに届出があつ</p>

<p>議 長</p>	<p>たものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は11件、13筆、3,783.82平方メートルで ございます。</p> <p>また、第5条の届出につきましては、13件、15筆、2,601.22 平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せますと、24件、28筆、転用面積は、6,385. 04平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、13ページから17ページとなっております。 以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、2件ございます。 事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、2件ご報告いたします。 18ページをお願いいたします。</p> <p>(1)は、平成30年6月14日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会 があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、菅野の3筆、合計面積は426平方メートルで、市街化区 域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目を「田」または「畑」から「宅地」に変更するため、法務局 へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたもので ございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、平成16年3月8日に、農地法第5条 に基づき、「住宅」として転用許可を受けております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成30年6月25日に農地調査 班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の 説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農 地」と回答し、その他参考事項として、現況が許可どおりであることから「転 用目的どおり」と回答したものでございます。</p>

	<p>次に、(2) でございます。</p> <p>19ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成30年6月20日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、北方町の1筆、面積は435平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、昭和58年10月20日に農地法第4条に基づき、「資材置場」として転用許可を受けております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成30年6月25日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況は「アスファルト舗装敷地」と回答したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ご報告いたします。</p> <p>議案の20ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。</p> <p>今回の報告といたしましては、平成30年5月28日から6月14日に申</p>

議 長	<p>請のあった5件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、平成30年度第4回市川市農業委員会定例総会を閉会といたします。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p>
-----	--